

放射性物質を含む下水汚泥の処理に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、伊達市を含む福島県県北2市2町の汚水を処理する「阿武隈川上流流域下水道県北浄化センター」の下水汚泥からも、放射性物質が検出(1,000～5,000ベクレル/Kg)されている。

下水汚泥の処理については、原子力災害対策本部より低濃度(8,000ベクレル/Kg)汚泥の埋め立ては可能との処理方針が示されたところであるが、実際には最終処分場の立地自治体及び周辺住民の反対などにより、汚泥の受入先が見当たらず、処理方針は実効性のあるものとはなっていない。

このため最終処分場への汚泥搬出ができず、毎日40トンほど発生する汚泥は浄化センター内に仮置きされ、その量はすでに4,000トンを超えており、臭気や害虫の問題及び農作物への風評被害の懸念など、周辺住民が抱く不安や行政への不信は頂点に達しつつある。

浄化センターでの保管はもはや限界に近づきつつあり、一日も早い汚泥処理が急務となっているが、処理場を管理運営している自治体の努力だけでは解決が困難な状況となっている。

よって、国は原子力政策を推進・監督してきた責任において、積極的にこの問題へ関与し早期解決を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

福島県伊達市議会議長 吉田一政

内閣総理大臣 野田佳彦様
経済産業大臣 枝野幸男様
国土交通大臣 前田武志様
環境大臣 細野豪志様